

第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、計画策定業務を委託する事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するため、プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月25日まで
- (4) 提案上限額 8,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）令和5年度 3,900,000円以内
令和6年度 4,100,000円以内
※委託料の支払いは、各会計年度における請負代金の上限額を超えない範囲で支払うこととする。

3. 選定スケジュール

①実施要領の公表	令和5年6月14日（水）
②質問書の提出期限	令和5年6月23日（金）午後5時まで
③質問に対する回答	令和5年6月28日（水）
④参加表明書の提出期限	令和5年7月3日（月）午後5時まで
⑤企画提案書等の提出期限	令和5年7月10日（月）午後5時まで【必着】
⑥審査（プレゼンテーション）	提出期限後速やかに行う。
⑦契約の締結	令和5年7月下旬（予定）

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 赤穂市入札参加資格者名簿に登録されている者については、本市の「入札参加資格制限及び指名停止基準」（平成19年12月26日訓令甲第60号）に基づいた入札参加資格を満たしていること。
赤穂市入札参加資格者名簿に登録がない者については、本市の「入札参加資格制限及び指名停止基準」に抵触していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが

なされていない者であること。

- (4) 国税、地方税を滞納していない者。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 業務責任者、業務担当者については、過去に都道府県または市区町村の子ども・子育て支援事業計画策定に従事した経験があるなど、本業務について十分な業務遂行能力を有する者を配置し、適正な執行体制が整備されていること。

5. 応募要領

(1) 質問及びそれに対する回答方法

この実施要領の内容に不明な点がある場合等は、質問書（様式6）を提出すること。

- ① 提出期限 令和5年6月23日（金）午後5時まで
- ② 提出方法 原則電子メールによる。
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、令和5年6月28日（水）に、本市ホームページに公開する。ただし、質問の内容により、プロポーザル方式による業務委託者選定に公平性が保てないと判断した場合は、回答しない場合がある。なお、回答を受けなかったことによる不利益は参加者の責任とする。

(2) プロポーザルへの参加表明

プロポーザルへの参加を希望する者は、「企画提案参加表明書」（様式1）を提出すること。

- ① 提出期限 令和5年7月3日（月）午後5時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送、電子メールによる。
 - ※持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時～午後5時の間に持参すること。
 - ※郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。
 - ※電子メールの場合は、参加表明書の原本を7月10日（月）までに提出すること。
- ③ 提出先 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地
赤穂市健康福祉部子育て支援課 メール： kosodate@city.ako.lg.jp

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類
 - ア 企画提案提出届（様式2）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 業務スケジュール（任意様式）
 - エ 同種業務実績書（様式3）
 - オ 本業務の推進体制（様式4）
 - カ 会社概要書（様式5）
 - キ 見積書（任意様式）※積算内容等を明示すること。

※任意様式は、A 4 判とし、企画提案書については、両面印刷を原則とする。ただし、スケジュール等資料の作成上 A 3 判を利用した方が確認しやすい場合は、A 3 判の利用も可とする。

② 企画提案書の記載内容

- ・ 業務全体の実施方針、基本的な考え方
- ・ ニーズ調査・子どもの生活実態調査の実施方法、分析方法、活用方法
- ・ 計画策定に関する提案及び支援方法
- ・ 会社としての実施体制（業務に係る人数、管理・責任体制、担当者のスキルなど）
- ・ その他本業務を実施するにあたってのアピールポイント（記載は任意）

③ 提出期限 令和 5 年 7 月 1 0 日（月）午後 5 時まで

④ 提出先 赤穂市健康福祉部子育て支援課

⑤ 提出部数 9 部 ※正本 1 部（ア～キ） / 副本 8 部（イ～キ）

⑥ 提出方法 郵送又は持参による。

※持参の場合は、土日・祝日を除く午前 9 時～午後 5 時の間に持参すること。

※郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

6. 委託業者の選定等

（1）審査体制

市が設置する「第 3 期赤穂市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、提出書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答により審査・選定を行う。

（2）プレゼンテーション及び質疑応答の実施

①実施日：令和 5 年 7 月中旬を予定

②時間配分：40 分（プレゼンテーション 25 分、質疑応答 10 分、準備及び片付け 5 分）

③パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案事業者側で機器を用意すること。

ただし、スクリーン、プロジェクターについては、赤穂市で用意する。

④参加者は提出した企画提案書その他提出書類に基づき、プレゼンテーションを実施する。

⑤出席人数は 4 名以内とし、本業務を受託した際の責任者及び主担当者は必ず出席すること。

（3）審査基準及び選定方法

選考委員会は、別表の審査基準に基づき総合評価を実施し、評価点数の合計が最も高い参加者を契約優先交渉権者として選定する。

（4）結果の通知

参加者に対し文書にて郵送で通知する。

（5）失格事項

① 参加資格要件を満たしていない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ③ 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7. 契約の締結

6で選定した契約優先交渉権者と協議し、契約手続きを進めるものとする。なお、契約優先交渉権者が参加資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

8. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出後、企画提案書等の修正及び変更はできない。
- (3) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 審査の経緯及び内容については、いかなる問合せにも応じないものとする。また審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報開示があった場合は、赤穂市情報公開条例（平成17年赤穂市条例第2号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

9. 問い合わせ先

赤穂市健康福祉部子育て支援課子育て支援係

担 当：田淵、前田

住 所：〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地

T E L：0791-43-6808

F A X：0791-43-7138

メール：kosodate@city.ako.lg.jp

(別表)

第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者選定審査基準

評価項目	審査事項	配点
業務全体の実施方針、基本的な考え方	本市の現状や課題、関係法令や社会的背景等を理解し、国の最新の動向を踏まえた提案となっているか。	10
ニーズ調査・子どもの生活実態調査の実施方法、分析方法、活用方法	調査方法や回収率向上のための取組方法について、効果的な助言が期待できるか。	10
	適切なニーズ把握や施策の提言を行うための適切な集計、分析手法となっているか。	10
計画策定に関する提案及び支援方法	こども基本法に基づく市町村こども計画を包含する計画が策定できるか。 調査結果や現計画を踏まえ、計画の方向性や基本施策等の設定についての手法やプロセスは適切か。また、内容が具体的で実現の可能性があるか。	20
業務実施にあたってのアピールポイント	企画力・構想力・実現性のある提案となっているか。 また、市民に分かりやすく見やすい計画書となるよう工夫された提案となっているか。	10
業務スケジュール	適切に業務量を把握し、スケジュールおよび作業工程が具体的に設定され、実現性のある提案となっているか。	5
同種業務実績	同種・類似の行政計画に係る調査及び計画策定業務に十分な実績を有しているか。	5
本業務の推進体制	業務を確実に実施できる体制や人員が確保されているか。 配置予定の責任者及び主担当者は十分な知識と経験を有しているか。	20
見積価格	業務コストは適切かつ妥当か。また、提案内容との整合性はとれているか。	10
合 計		100